

特集：野生動物による被害と対策①

巻頭言

やっと、全国から配送で新型コロナウイルスのPCR検査を始められるようになりました。

当初7月頃より、8月開始に向けて準備をしていたのですが、法的な問題が解決せず延び延びになっていました。実は現状、法的には感染した物の配送は基本禁止となっているのです。ただ全く方法が無いわけではなく、保健所の研修を受けた配送責任者を配置して、規定された梱包容器で送る場合に限り、その事業所からは配送が出来ることになっています。ただこれでは支店で集配できる範囲でしか検査対応が出来ず、多くの方からの検査をお受けすることが出来ません。しかし全く対応出来ないよりは、少しでもお客様の利便性が良くなるのであればと、各支店で認可を取ることにしたのですが、これがなかなか大変でした。まずどこが許可を出す権限を持っているのか、どこで研修が受けられるのか等を確認するまでに時間がかかりました。結局地域の保健所が窓口であることが分かったわけですが、それぞれの保健所で対応が異なり、返事を頂けるまでに相当時間を要したところがありました。そして、やっとのことで11月初めに全支店で配送の認可が下り、スタートしようとした矢先、新聞に新型コロナのPCR検査を全国で個人に対し開始すると、ある検査会社の記事が載っていたのです。これはどこでどのような許可を得ているのだろうかと思いきや、急ぎ厚生労働省に確認しました。するとなぜか、自分たちには判断することが出来ないから県の薬務課に確認してくれと言うのです。そして薬務課では地域の保健所に確認してくれとなり、最後に保健所に確認することとなりました。そしてその答えが、この送る物が感染性の物ではない普通の物であることが前提で配送するならば問題ないので、あとは企業の裁量でお願いしますとのことでした。結局この規定が曖昧であるために、保健所としてもこの様な言い方しか出来ないのでしょう。国が全国のことを地域の保健所に判断を委ねるのもどうかと思いますが、許可を頂けたことは、ほっとしています。

今回のことで、ここが今の日本の問題点だと改めて感じました。法律や規定が具体的でなく常に曖昧さが残るため、行政も判断できず時間もかかり、前例主義の様な対応にならざるをえないのではないのでしょうか。これがスピード感の無い、変化に乏しい、革新性がないと云われる日本にしている一つの原因だと思います。法律や規定の基本は、民間の創意工夫や努力を妨げない範囲で、ダメなこと・やってはいけないことを具体的に決め、それ以外は自己責任で行って良いとするべきだと思います。もっともっと政治が主導してドラスティックに変化していかないと、本当に世界で日本が負けてしまう気がします。

とはいえ、全国の皆様に新型コロナのPCR検査をご案内することが出来るようになりました。新型コロナ対応の施設殺菌に加え、このPCR検査で少しでも多くのお客様のお役に立てれば幸いです。社員一丸となって頑張ります。

(雅)

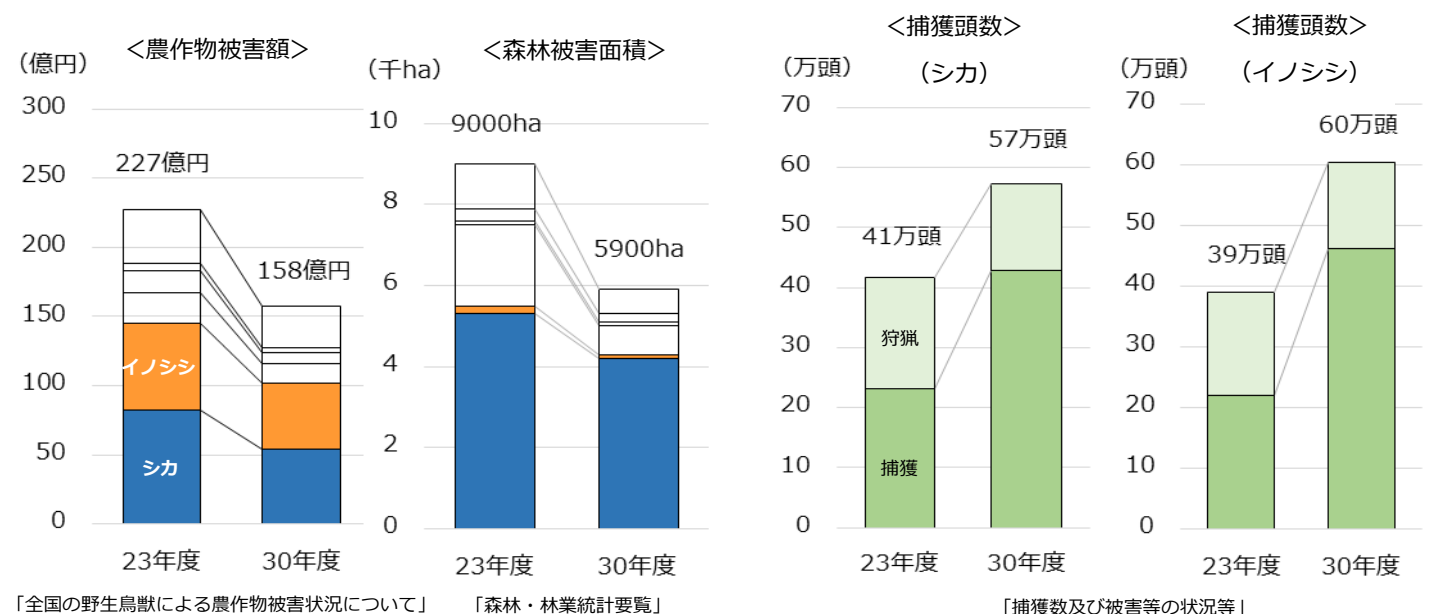
野生動物による被害と対策①

近年、地方部を中心に野生動物による農林業被害が問題となっています。その中でも大きな割合を占めるのがシカとイノシシです。最近では政府や地方自治体の取り組みによって捕獲頭数が増加してきていますが、依然として多額の農作物や森林被害が生じています。今回のエムテックインフォメーションでは、シカとイノシシについて被害の実状やその対策についてご紹介します。

シカ・イノシシの分布と個体数

	シカ（ニホンジカ）	イノシシ（ニホンイノシシ）
分布	北海道から沖縄諸島まで全国的に分布	西日本を中心に本州以南に分布
体長・体重	120～160cm、50～80kg	100～170cm、80～190kg
推定個体数 (2017 年度)	244 万頭（北海道を除く）	88 万頭
写真		

農林業におけるシカ・イノシシの被害状況と捕獲頭数の推移



- 農作物被害額全体でシカ・イノシシによる被害が 6 割以上。
- 森林被害面積のうち、シカによる被害が 7 割以上。
- 農業、林業共に被害額、被害面積はここ数年で緩やかに減少傾向。
- 一方で捕獲頭数は年々増加傾向。平成 19 年から行われている政府の取り組みの成果。

シカ・イノシシによる被害例

シカやイノシシによる被害の大半は農作物や森林の食害による経済的な損害ですが、最近では人里に降りてきたイノシシと出くわし、襲われてけがをする、道路で車と接触事故を起こすなど、人々に直接危害を加えてしまう事故が頻繁に起こっています。

①農作物への食害

シカやイノシシによって被害に遭う農作物は稲やイモ類、葉菜類など多岐にわたります。また、放置した果樹や野菜クズなども農地へ誘引してしまう原因になっています。



②森林における食害・剥皮被害

シカによる枝葉の食害や剥皮による植栽木の枯損が深刻化しています。また、食害によって植生が著しく阻害されることによって山の斜面が裸地化し、土壌崩れなどの大きな災害を引き起こす危険性もあります。



③人の居住区への侵入

人里や住宅地に迷い込んだシカやイノシシが興奮して人間に向かってくることがあります。特にイノシシは噛む力が非常に強力なため、噛まれると大けがに繋がります。



④交通事故

山間部の道路や高速道路の脇から飛び出してきて車と接触する事故が多発しています。また、シカやイノシシが線路内に立ち入り、電車との衝突事故やそれに伴うタイヤの乱れなども報告されています。



対策

シカ・イノシシを含めた害獣からの被害を食い止めるためには3つの基本要素（**被害防除、個体数管理、生息環境管理**）をバランスよく適切に行っていくことが大切になってきます。

1. 被害防除

侵入防止柵や電気柵で農地全面を囲うことで害獣の侵入を防ぎます。柵を飛び越えたり、下を潜り抜けられないように害獣に合わせて適切な設置と定期的なメンテナンスが必要です。

2. 個体数管理

それぞれの個体数や被害状況に基づいて設定された目標に従って、捕獲・狩猟を行っていきます。農作物や林地に被害を与えている個体を的確に捕獲することで、農作物や樹林を守ることができます。

3. 生息環境管理

残った果樹や野菜クズの撤去を頻繁に行うことで害獣に農地を餌場として認識させないことが重要です。さらに、人の居住区に寄り付きにくくするために周囲の藪や空き地を刈り取り、害獣の隠れ場所や通り道をなくすことも有効です。

まとめ

被害を防ぐためには今後も継続的に対策を実行していくことが必要になります。野生動物も大切な生態系の一部です。人と野生動物が適切な距離感で共存していくことを目指していかなければいけません。

ガガンボダマシ類

11 月に入り、気温が下がったことで虫の活動が落ち着いてきました。しかし、寒くなってから活動を始める虫も数は少ないですが存在します。今回はそんな冬場に活動するガガンボダマシ類について紹介します。

生態

ガガンボダマシ類は、双翅目ガガンボダマシ科の昆虫です。名前の通り、見た目はガガンボ類に似ていますが、単眼をもつことや翅脈が異なります。また、体長はガガンボ類よりも小さく約 4～6mm ほどです。ガガンボ類の活動時期が 3 月から 10 月に対して、ガガンボダマシ類は晩秋から早春と寒い時期に活動します。成虫は日陰あるいは雲天の日に蚊柱を作ります。幼虫は腐植や堆肥中、栽培植物の球根や地下茎の腐敗部などで目撃されます。ガガンボダマシ類の中には、翅を持たない種もあり、積雪上を歩行する姿を見ることがあります。



写真 ガガンボダマシ類の 1 種
Trichoceridae sp.

被害

ガガンボ科の昆虫と同様に、人体への吸血などは一切行わない無害な昆虫ですが、蚊よりも大きいことから恐怖感や不快感を与えます。また、脚部が細長い点もガガンボ科と同様であるため、バラバラになりやすく、食品工場では異物混入の原因にならないよう注意が必要です。

対策

外部侵入の昆虫であるため、扉やシャッターの開放厳禁の徹底、隙間へのコーキングやテープによる穴埋めが効果的です。光に誘引される性質（正の光走性）を持つため、夜間の不要な照明の消灯も重要です。その他の対策としては、発生源となる敷地内の植え込みなどにおける落ち葉や落実などの腐敗物の除去、扉やシャッターなどの侵入口への忌避剤散布などがあげられます。

食中毒情報

今月は、件数、患者数ともにカンピロバクターを原因とした食中毒が最も多く発生していました。

先月から今月にかけて自然毒の食中毒が多く発生していました。ほとんどが毒キノコが原因食で、自ら山林で食用と間違えて採取し、調理して食べた物でした。コロナ禍の中でも野外のキノコ狩りは行きやすく、食中毒も減らないかもしれません。自分で採取して食べる場合は、確実に食用と判断できるもの以外は食べないようにして下さい。

また、今月は消毒剤を原因とした食中毒が発生していました。飲食店で、前夜に水容器の消毒のために入っていた漂白剤を捨て忘れて、誤って客に提供してしまったようです。誤使用防止のため、「消毒中」の掲示や、小分け容器には「内容物：漂白剤」などのような表示をして区別できるようにして下さい。

全国食中毒発生状況 (10/15～11/15 新聞発表分等)

原因物質	事例	感染者数
カンピロバクター	21	223
寄生虫	15	18
自然毒	13	31
サルモネラ属菌	4	67
不明・その他	8	77

『ひとつ、ふたつ・・・快適環境を生み出します』



メールアドレス：info@maruma-ec.co.jp

本 社 / 〒430-0807 浜松市中区佐藤 2 丁目 5-11
TEL : (053)464-6400 FAX : (053)465-4120
東京支店 / 〒194-0005 東京都町田市南町田 2-15-14-402
TEL : (042)850-6454 FAX : (042)850-6456
静岡支店 / 〒422-8046 静岡市駿河区中島 960-1
TEL : (054)202-0210 FAX : (054)202-0220

名古屋支店 / 〒496-0027 愛知県津島市津島北新開 234-2
TEL : (0567)69-4080 FAX : (0567)69-4081
大阪支店 / 〒555-0032 大阪府大阪市西淀川区大和田 3-5-6
TEL : (06)6475-6550 FAX : (06)6475-6567